

こんにちは赤ちゃん事業の円滑な推進について ～宮崎市民生委員・児童委員協議会とともに～

○米澤真理子（宮崎市保健所） 池田くみ（元宮崎市保健所）
宮崎市民生委員・児童委員協議会

I はじめに

こんにちは赤ちゃん事業は、平成 20 年 11 月「乳児家庭全戸訪問事業」として、児童福祉法に位置づけられた。本市では、平成 20 年 8 月に一部地域から開始し、平成 21 年 4 月から市内全域に拡大し実施している。全国的には、専門職が訪問する自治体が多い中、本市では「宮崎市民生委員・児童委員協議会」の協力を得て実施しており、安心して育児（育自）のできるまちづくりを目指している。

II 毎月の事業の流れ

- ① 誕生月の翌月までに数回名簿を抽出し、乳児家庭の住所と担当民協区及び民生委員・児童委員名を照合
- ② 民協区（24 地区）毎に名簿を作成
- ③ 担当地区の保健師が名簿を点検し民生委員・児童委員等と共有した方が望ましい情報を記入
- ④ 誕生月の翌々月の月上旬に開催される地区会長会（24 地区会長の集まり）に名簿を持っていき確認・依頼
- ⑤ 24 地区定例会に訪問セット及び子育て情報セットを持っていき依頼
- ⑥ 乳児家庭に事業案内ハガキを通知し了解を得る
- ⑦ 民生委員・児童委員等がマニュアルに沿って訪問・記録
- ⑧ 訪問済みの連絡票を回収し、フォローの必要性について地区担当保健師で検討
- ⑨ 必要に応じて、子ども課や助産師等と連携

III 円滑にするための取組み

- ① 地区会長宅を訪問し、地区の現状を聞き取りながら、事業の推進についての相談
- ② 地区定例会で訪問の効果や今後も期待することについて毎月報告及び啓発
- ③ 乳児家庭を訪問することで民生委員・児童委員が把握した育児の悩み等に地区担当保健師が対応し、フォロー結果を民生委員・児童委員へ報告
- ④ 研修を民生委員・児童委員等が楽しめる内容で企画・実施
- ⑤ 周知ポスターに「こんにちは赤ちゃん事業を受けられた家庭から喜びの声」を導入
- ⑥ お礼文書の配布

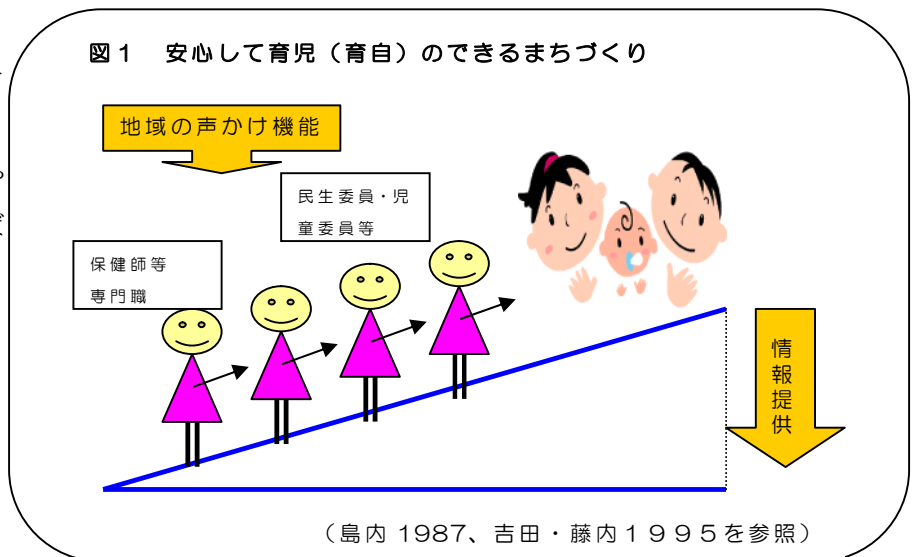
IV 結果

- 地区会長会・地区定例会ともに事業運営に対する苦言が減り、「自治会加入も勧めている」「地域の子育て支援センターに誘った」など、自分たちの活動の意義を見出した発言が聞かれるようになった。

- 民生委員・児童委員、主任児童委員と地区担当保健師の顔の見える関係が毎月あること、またその際に結果を必ず返すことにより、連携が取りやすくなった。そのため、生後4ヶ月までの期間だけでなく、地域でその後も声かけできる関係が続いており、月齢に応じた母の悩みを把握され、適切に保健所へ情報提供して下さるようになった。
- 「子どもが泣くのは当たり前と専門家に言われるより、地域の人に言われるとより安心できた」やDVを受けている母から「DVを受けたときに駆け込む社会資源は知っているけれども、近所に自分の状況を知ってくれている人がいることは、心の支えになっている」など、専門職では成しえない『地域力』が支えとなっている声が聞かれている。
- 平成22年3月1日に市内で起きた事件後、「訪問の時、出来る限り乳児の顔を見ます」といった声や「自分たちの出来ることは限られていますが、一つひとつの出会いを大切にしたい」といった声が宮崎市民生委員・児童委員協議会から聞かれている。

V 考察とまとめ

この事業は、全戸訪問100%を成し遂げたとしても、地域での生活の安全、安心、快適さ、子育てのしやすさにつながっていなければ成功とはいえない。地域ぐるみで虐待を発見するために地域の支援者の協力を得る事業ではなく、地域の人に守られ、安心して子育てができることを実感できるためのサービスが提供されることが望ましく、そのためには訪問者が楽しく、やりがいをもって臨めることも必要と考える。



「安心して育児（育自）のできるまちづくり」を共通の目的として、話し合いの場をもち、その中で課題について協議し、一緒に解決策を見出していくプロセスを大切にすることが、円滑な事業運営につながっているものと思われる。

本市では、生後6ヶ月の乳児と母、そして祖母が父親の犠牲になるという事件があった。健診や予防接種等は適切に受けており、ハイリスク家庭の範疇ではない。しかし、事件を契機に、前向きな対応の声も聞かれることから、少しでもこのようなケースを減らせるように、これからも「宮崎市民生委員・児童委員協議会」とともに『市全体で子育てを応援します』というメッセージを伝え続け、安心して育児（育自）のできるまちづくりを行っていききたい。